

整理番号

# 罹 災 ( 被 災 ) 証 明 申 請 書

玉野市長様

※裏面の記入上の留意事項をご確認ください。

年 月 日

申請者	住 所		
	現在の居所		
	氏 名	TEL	
罹 災 (被災) 者	住 所		
	世帯主氏名	TEL	
	世 帯 員 ※証明書に記載が必要な世帯員		
罹 災 (被災) 建物等	所 在 地	玉野市	
	災害の原因	年 月 日のによる	
	被 害 内 容	<input type="checkbox"/> 住 家 (自家・借家)	<input type="checkbox"/> その他 (家財など)
	<input type="checkbox"/> 非住家 ( )	詳細:	
被 害 状 況			
必要数	枚		

※同一世帯員以外の方が申請される場合は、本人が下記委任状に記入してください。

## 委 任 状

年 月 日

玉野市長様

上記申請者 \_\_\_\_\_ に罹災(被災)証明書の請求・受領について委任します。

委任者  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

税務課使用欄	本人確認 : <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他( )
--------	--

-----以下は記入しないでください-----

# 罹 災 ( 被 災 ) 届 出 証 明 書

上記のとおり、届出がなされたことを証明します。なお、本証明は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

年 月 日

玉野市長 柴田 義朗

## 記入上の留意事項

- 1 罹災証明書及び被災証明書は玉野市内で発生した災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害（火災による被害を除く。））によって生じた被害について、証明するものです。このため、時間の経過により被害が現地にて調査できない場合や災害が発生していない場合などは届出証明書を交付します。
 

各証明書は以下のとおりです。

罹災証明書…住家※の被害の状況を職員が調査し、被害の程度を証明するもの。

被災証明書…非住家※の建物や動産の被害の事実を証明するもの。

届出証明書…被害の届出があったことを証明するもの。

※住家…人が実際に住んでいる家

※非住家…人が実際に住んでいない建物（倉庫、店舗、事務所、空き家など）
- 2 申請者は申請時に本人であることが確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）を提示してください。
- 3 同一世帯員以外の方が申請する場合は、本人からの委任が必要です。法人については代表者以外が申請する場合に、代表者からの委任が必要です。委任状欄に記入を受けるか、本人（法人の場合は代表者）が作成した委任状を提出してください。
- 4 申請者欄の記入について、住所・現在の居所（住所と異なる場合）・氏名（法人の場合は法人名・代表者の職及び氏名）・TEL（電話番号）を記入してください。
- 5 罹災（被災）者欄の記入について、被害のあった世帯の住所・世帯主氏名・TEL（電話番号）・世帯員（証明書への記載が必要な方のみ）を記入してください。申請者欄と同じ場合は同上と記入してください。
- 6 罹災（被災）建物等欄の記入について、被害のあった資産の所在地（アパートなどの建物名称等も含む。）・災害の原因（下記7を参照。）・被害内容（下記8を参照。）・被害状況（下記9を参照。）を記入してください。
- 7 災害の原因については次の例示のように記入してください。
 

例1) ○○年○○月○○日に発生した地震による

例2) ○○年○○月○○日の台風○○号の豪雨による
- 8 被害内容について、該当するものに□をしてください。住家の場合、自家か借家を○で選択してください。非住家の場合、括弧内に倉庫、店舗、事務所、空き家などを記入してください。その他（家財など）の場合、詳細を「車が水没」などと記入してください。
- 9 被害状況について、できる限り具体的に記入してください。また、被害の状況がわかるもの（写真など）があれば添付してください。
 

例1) 地震により○○m<sup>2</sup>の住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった。

例2) 大雨による増水で床上浸水した。
- 10 罹災証明書及び被災証明書の発行には職員の調査が必要です。このため、発行までに数日かかることがあります。

### 【災害対策基本法第2条】

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。